

初めに私たち(聴覚障害者)の事実経験をお話ししたいと思います。

私たちの言語である手話が始まったきっかけは明治11年京都盲啞学院が開所、その後全国各地にろう学校が創設されたことに始まりました。

しかし、法の導入により、昭和8年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されました。当時のろう教育は、手話とろう者に対する理解が乏しかったため、手話を使いたくても使えませんでした。そのため教職員の教えの内容が分からず、学力にも大きな影響がありました。

昭和21年に和歌山ろうあ協会を創設、昭和22年5月に、全日本ろうあ連盟が創設し、ろう者としての理解と手話の普及活動を長年続けてきましたが、依然として、思うように繰り広げられることができませんでした。

ろう者の日本語習得が不十分であるため、様々な場面で一方的に事柄を決めつけられてしまう事もありました。

音声言語が当たり前の社会の中で、「連絡はFAXまたはメールで」とお願いしても「電話で折り返し連絡を」など言われたこと、身内の葬式や遺産手続きも含め、身近な人とも筆談や口話で十分なコミュニケーションがとれず、行き違いやトラブルが生じ、ろう者は困った人と思われていた事例もありました。

例えば、就職活動、特に面接の対応拒否や、習い事の入会拒否、アパート入居拒否といった、「受け入れ拒否」もありました。

電車事故による状況報告や振替輸送などは音声情報で流れるが、電光掲示板には表示されず、視覚情報がないとろう者はとても不安感が増します。

また、ろう両親が手話コミュニティしている様子を他の子どもが見て「変な人がある」と言われたり、労働基準協会主催の講習会にて、ろう者が受講を申し込んだところ、「この資格はろう者には無理!」と突きつけられました。また手話通訳者派遣を依頼したところ、「予算はありません!」と断られました。

社長のコメントや職場会議に参加しても内容が分らず、同期の人たちに負けてしまうので、とても悔しいです。

このように生命や財産に関わる状況下での差別は今もまだ残っています。

さて、手話についてお話ししたいと思います。

- ・手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者の思考や意思疎通の際に用いられており、手話辞典によると語彙数は約1万5千語です。手話の歴史が浅いため、まだまだ少ないですが、これからはもっと増えていくと思います。
- ・例えば「音声」を禁止されたら、どのような支障が起きるのでしょうか? 健聴者の皆さんは「音声」を主体としたコミュニティによって、意思決定、人間相互の発展、様々な生活の面において安定感を保つことができます。手話も音声のように保障されれば、今以上に様々な面において意思疎通ができ、自立性を高め、生きがいも増しますが、現在はそうではありません。

- ・平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、「言語には手話その他の非音声言語を含む」ことが明記されました。  
また、憲法や法律に手話を規定する国も増えており、平成23年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むと規定されました。
- ・政府に対して手話言語法制定を、と都道府県議会及び全国区市町村議会から意見書提出可決に働きかけ、現在99.2%に達しており、残り14議会となっています。  
また、幾多の自治体が手話言語条例を制定しています。
- ・世の中に会話の言語は2つあり「音声」と「手話」なのです。  
そして、音声言語のように「手話を獲得」「手話を学ぶ」「手話で学ぶ」「手話を使用」「手話を守る」という5つの枠組みにした基本的な権利を克服することです。  
そういうことを国民の皆さんに普及していくために全国のろう者と手話関係者とともに取り組んでいます。

和歌山市としましても、音声言語のように手話も言語であることへの認知と手話教室の拡大をしていくために、「手話も言語」、「手話普及」を主にした手話言語条例制定を目指しています。

市民に浸透し、ろう者がいつでも、どこでも手話コミュニケーションがとれる環境を築き、和歌山市共生に参加の向上に繋げていくことであります。

そして、情報アクセス・コミュニケーション条例は、行政機関、事業主に対して、幅広い方々が情報アクセスや情報保障に支障がなきように、点字ブロック、大型蛍光文字、エレベーターにはテレビ電話、ドアには一部ガラスなど、視覚的、身体的に分かるような物理的な設置を拡大する。

また、移動ガイド、意思疎通支援者、例えば手話通訳者、要約筆記者など人物的な設置拡大と養成拡充、つまり専任者を積極的に育成し、専任者の身分保障、定期的に研修会を開催するといった取り組みです。

そういう継続的な取組みを邁進していくことで、障害者を含む市民が安心して暮らしていけるような社会づくりを発展し続けていくことが大事です。

情報アクセス、情報保障に対して、福祉的支援の取組みを更に促進をするという内容の法や条例を目指し、様々な障害者関係団体とともに取り組んでいる内容です。

手話言語条例と情報コミュニケーション条例を制定し、今まで以上に市民が暮らしやすい和歌山市にしたいです。

私たちは、手話言語条例に関する「施策の内容」については以下のとおり考えています。

- ・学校教育における手話およびろう者に対する理解・推進すること
- ・市民向け・事業向けの手話講座の開催・支援をすること
- ・手話サークル等の拡大と支援をすること
- ・市行政機関は手話を学ぶ場と、手話を使用することの環境を整えること
- ・ろう者及びろう者団体は、自主的に普及啓発活動に努めること
- ・手話に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずること
- ・手話施策推進協議会の設置。

時代や制度の変化に応じて、和歌山市としての施策の協議も必要とし、3ヵ年～5ヵ年毎に委員会設置を設け、そこに当事者及び手話関係者も委員に加わること

※手話言語教育の普及（義務教育教材、手話言語教室）

- ・市職員が手話を学習する取り組みの推進をすること。学習手引書の作成。
- ・ろう児が通学する学校は、教職員の手話技術向上に必要な措置を講ずるとともに、ろう児及びその保護者に学習の機会の提供、教育に関する相談・支援等に努めること。手話に対する理解・促進など。
- ・上記に関しては、行政はろう団体や手話関係団体とともに取り組む。

ろう者の私たちは、情報コミュニケーション条例を以下のように求めています。

- ・手話による情報発信、手話通訳者（奉仕員）養成講座・派遣、ろう者などの相談を行なう拠点（聴覚障害者協会）の支援
- ・設置手話通訳者の正規採用（きちんとした身分保障を講ずる）
- ・電光掲示板の設置
- ・視覚情報も提供できる設備の整備
- ・手話通訳者派遣範囲の拡大（要綱改正）
- ・各部署に通訳派遣費の予算化
- ・市県外への手話研修参加の義務

■時間をかけて取り組んでいくこと

- ・ろう者と聴者（市民）が直接交流できる啓発イベント
- ・遠隔手話通訳サービスの普及・活用
- ・手話推進員の研修の充実
- ・手話通訳者の身分保障と人数拡大、研修参加の支援
- ・聴覚障害者相談員の正規雇用